

令和6年第3回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（12人） 農地利用最適化推進委員（6人）

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

6番 栗原 静男 7番 高岸 友行 9番 町田 考子

11番 新井 正志 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 八重子 強矢 武夫

入澤 節子 市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (1人) 5番 高橋 克予

農地利用最適化推進委員 (2人) 黒澤 忠弘 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也

事務局 戸田 恭平

田嶋 明弘

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第4号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (3件)

日程第3 議案第5号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (5件)

報 告

- (1) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年10月申請分について (5件)
- (2) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について (2件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので只今より令和6年第3回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日は農業委員の5番 高橋克予さん、農地利用最適化推進委員の黒澤忠弘さんから欠席の連絡をいただいています。千島政次さんも欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>総会に先立ちまして、農業委員会の担当の荻野が異動になりました田嶋が着任しております。自己紹介を申し上げます。</p>
議長	マスクを外して顔を見せていただきたいと思います。
事務局 (田嶋)	4月から産業振興課に異動して参りました田嶋明弘と申します。私は平成25年採用で最初の5年間は税務課におりました。その後、町立病院の事務局に6年間おりまして、今回こちらに異動して参りました。農地のことは全く分からぬことばかりなので、勉強してまいりますので皆様どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局長	それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。
議長	<p>こんにちは。田嶋さんは私の住んでいる地区の隣で出身が○○でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>寒かったり暑かったりで、天気予報を見ますと今日あたりからだいぶ暑くなりまして、長期予報だと3ヶ月間は過去に例を見ない猛暑になるという話もしています。私は午前中作業を行ってから総会に来ました。皆さんもいろいろな仕事をしていますので、水分補給をしっかり行いながら作業をお願いしたいと思います。昨年は熱中症で1,751人くらい全国で死亡しているようです。我々も外に出る機会が多いですから、休みながら頑張っていきましょう。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ここで連絡をさせていただきます。この前の農振協議会に出ましたが、飯田のバイオマス発電の関係の説明会が本日午後1時からあります。先月29日に回覧があったと思います。昼の部が13時から14時で、夜の部が19時から20時ということで小鹿野町中に回覧しております。</p> <p>この案件は農業委員会に出てくるのではないかと思います。今夜時間の取れる方は聞いていただけたらと思います。私も出てみたいと思います。場所は文化センターの大会議室です。よろしくお願ひいたします。</p>

の栽培、養鶏をしたい。所有権移転となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図と公図（写）の1枚目が位置図となっています。

続きまして、番号2の説明をさせていただきます。

番号2 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇m²

申請人 謙渡人: ○○○ ○○○○○ 謙受人: ○○○ ○○○○○ 事由:
当該地を譲り受けた果樹(栗)を栽培したい。所有権移転となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図と公図（写）の2枚目が位置図となっています。

こちらにつきましては、○○○○○○○○さんから○○○mほど東の位置となっています。

続きまして、番号3の説明をさせていただきます。

番号3 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇m²

申請人 譲渡人:〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人:〇〇〇 〇〇〇〇 事由:
当該地を譲り受けて大豆、果樹（かぼす）を栽培したい。所有権移転と
なります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図と公図（写）の3枚目が位置図となっています。

こちらにつきましては、〇〇〇〇の〇〇〇から〇.〇kmほど西側に進みまして、〇〇〇というところにある集落の土地となっています。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。

市川和男 推進委員

お世話になります。報告いたします。先日の19日に私と農業委員の豊田さん、事務局の田嶋さんと戸田さんの4人で現地確認に行ってきました。

番号1の〇〇さんの案件です。こちらに関しては、面積も広いですが、同時に農機具も購入しているようです。場所的には日当たりも良いですし、耕作するには全てに関して良い条件が整った所だと思います。ただ、事由の中に養鶏をしたいとあります。養鶏をする所の予定地ですが、すぐ隣に家が建っていますので、鳴き声や臭いがだいぶ出ますので、その辺が少し心配ですが、ご両親も一緒に来て畠をするということでしたので、隣りの人と相談してもらえば養鶏に関しては問題なく出来るのでは

	<p>ないかと思いました。</p> <p>番号2の案件についてです。○○さんの農地には既に栗の木が植わっています。予定としては、この農地に栗の木を増やして栽培を続けるという形のようです。日当たりも良いですし、赤枠で囲んでいる周りの土地ですが、○○さんの所有の土地のようです。この申請に出ている農地を購入することで全部を一括して管理が出来るということのようです。その方がきちんと管理出来るのではないかということで問題は無いと思いました。</p> <p>番号3の案件についてですが、私も初めて現地に行きました。場所は山の上の方で行くには大変な所です。この土地というのは、家がありましてリフォームして住まれるそうですが、その家のすぐ横にある土地です。こちらは、日当たりも良いですし、本人は移り住んでくるよりも別荘のような形で通いながら管理をしていきたいということのようです。大変だと思いますが、本人がやる気があれば何とかなるのではないかと思いました。以上です。</p>
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	番号1についてです。案内図と公図（写）の比較をすると、どう見ても今回の対象農地の所に家が宅地化しているように見えてしまいます。住宅地図のここです。と指定していないと農地だけではなく宅地もあるのではないか。ということになると3条だけの範囲では済まないと思います。区分が明確になっていないですが大丈夫ですか。この筆には宅地になっている部分があるのではないかと私は案内図と公図（写）を見て疑っています。
事務局	説明をさせていただきます。上段の案内図の方では隣りの建物の近くまでという形になっていますが、現地確認を行いましたら、実際は間が空いていまして建物があるという状況ではありませんでしたので、大丈夫なのではないかと思います。

強矢福司 推進委員	事務局から大丈夫という声を聞きましたのでありがとうございます。
議 長	現地確認に行った 2 番委員さん、いかがですか。
2 番委員	<p>お世話になります。19日に推進委員の市川さんと事務局の 2 人と一緒に確認をしてきました。</p> <p>この場所は、○○○の○○委員さんの家の前の方で見晴らしの良い所です。強矢推進委員さんから話があったように宅地があるのではないかということですが、○○○○の所に家が建っていると思います。その家も畠も一緒に購入し、農機具も購入して管理をしていくということです。お墓もあるようですが、全部処分して平地にして使える状態にするということです。今まで住んでいた方が譲受人に渡すという形になります。</p> <p>この土地については、宅地といえるか分かりませんが、養鶏をしていた所はコンクリートが打ってあります。そこは農機具関係のものや牛舎、畜舎みたいな形にしたり、鶏を飼うというような利用になると思います。宅地は現況の所だけだと思います。見た結果はそのような感じです。</p>
議 長	現在○○○○には家が建っているのですか。
2 番委員	はい。すぐ住めそうな家が建っています。
議 長	強矢推進委員さん、○○○○には家が建っているそうです。
強矢福司 推進委員	<p>ここは宅地ですね。住宅地図で見ると隣りの○○○○の所に家が掛かっているように見えてしまいます。現地との付け合わせなので何とも言えませんが、現地に行って確認したことが最優先だと思いますので、確認出来ていれば良いと思います。</p>
議 長	4 人で現地に行って見てもらっているようですので、これでよろしいでしょうか。
強矢福司 推進委員	はい。

議長	<p>他にござりますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのがんばりでお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（3件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第3 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」（5件）を上程いたします。</p>
	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年4月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○m²</p> <p>申請人 譲渡人：○○ ○○ ○ 譲受人：○○○ ○○○○ 事由：現在、○○○のアパートで生活しているが、父親の土地を借り受けて、住宅を新築して小鹿野町に移住するため計画をした。使用貸借権となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の4枚目が位置図となります。</p> <p>こちらにつきましては、○○○○○○から○○○mほど南南東の位置にあります。</p> <p>番号2 ○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○m²</p> <p>申請人 譲渡人：○○○○ ○○○○○ 譲受人：○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○ 事由：昭和○○年頃から資材置場として使用していたが、当該地番のみ違反転用状態になってしまった。是正をするため申請をした。所有権移転で追認の申請となっています。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の5枚目が位置図となります。</p>

	<p>すぐ隣りに家が建っていました排水にも問題が無く、周りに畠等も無く、影響を与えることがないので問題は無いのではないかと思いました。親子ということなので、移住してもらえるのであれば小鹿野町の人口も増えるので良いと思いました。</p> <p>続きまして、番号2の案件についてです。</p> <p>この場所は、既に砂利や物入れに使っているのか移動用のコンテナのようなものが数個置いてある状態でした。是正をすることなので問題は無いと思います。</p> <p>続きまして、番号3の案件です。</p> <p>こちらも畠としては使用されていません。周囲の畠より申請されている土地の方が低いので、大雨が降った時は雨水の流れ込みが心配です。盛り土の計画は無いということでしたので、気になるところはありますが、親子間で家を建てるということなので、建設業者と上手く相談してもらえば問題は無いのではないかと思いました。</p> <p>続きまして、番号4の案件です。</p> <p>番号3の住宅を建築するに当たって、どうしても排水を引く必要があるので、一時転用ということで仕方がないと思いました。問題は無いと思いました。</p> <p>続きまして、番号5の案件です。</p> <p>こちらは、大きな柿の木やタラの木が植えてありました。ただ、北側の川に向かっている方が急傾斜地になっているので業者の方と話をしました。建物を建てるに当たって、設計上は問題は無いのではないかということでしたが、要相談で危険が及ぶようでしたら物置小屋予定の建物を移動して、少しでも安全な所に建てるように変更するかもしれませんという話はしていました。</p> <p>現在住んでいる家がすぐ前にあります。二世帯で人数が増えているということから、この土地を有意義に使いたいということです。</p> <p>道については、入り込めるような形の道がありましたので、きちんと整備して使えるようになれば管理的にも差し支えないし、利用価値があるのではないかと思って見てきました。</p> <p>議長 現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局 はい、補足があります。</p>
--	---

議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>番号5になります。崖地になりますので調整をお願いいたします。という話を現地でさせていただきました。その後、配置図につきましては、崖からだいぶ離れた位置で提出されています。</p>
議長	5番は令和5年3月14日に農振除外が完了した案件ですね。
事務局	はい、そうです。
議長	それでは、御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
	(質疑無し)
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（5件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	(全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年10月申請分について（5件）</p> <p>(2) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について（2件）</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 6ヶ月後の確認ということで令和5年10月に審議をしていただいたものになります。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の案件から説明をさせていただきます。</p>

	事務局よりお願ひいたします。
事務局	事務局からはございません。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>第5条申請の番号4についてです。案内図と公図（写）を見ていただきたいと思います。赤い丸の所に津谷木橋の工事のための資材置場として工事をされていました。今までの案件で一時転用の申請が無かったのでどのようにになっているか確認をしましたら、埼玉県の県の工事で埼玉県が使用するということで、許可の不要案件ということで一時転用が既に実施されたわけです。私たちには知らされておりませんでしたので、ここは○○○○さんが資材置場として使用していると思いました。転用が無いのはおかしいということで事務局や秩父農林振興センター、秩父の多くの所に確認をしました。これだけでしたら問題は無いですが、この資材置場の工事につきましては、工事の仕様書が閲覧出来るので閲覧しました。</p> <p>工事の仕様書には、特別管理産業廃棄物と表示しております。特別管理産業廃棄物というのはどのようなものかと言いますと、ドクロのマークがあるような危険な薬物や製品を言います。</p> <p>この橋の工事で撤去して一時的に保管して、処分は神奈川県の方に持つて行ってコンクリートで固化して、最終的には専用の処分場に埋め立てて永久に処分されるという内容のものです。</p> <p>工事について農業委員会事務局にお知らせがあったか分からぬですが、農地にこのような行為が行われることに対して農業委員会に一切の説明が無いのは不自然なことだと私は思っています。許可不要案件であっても県から協議書なり建築確認による計画通知という形で通知があればきちんと伝わるのですが、ルールを作っていないと農地に何を置いても良いということになってしまいます。それをこちらも把握しないと問題があると思います。今後は、許可不要案件であってもきちんと農業委員会に報告するというルールを確立していただきたいと思っています。特に今回については、特別管理産業廃棄物を保管、処分した後の結果もきちんと報告していただければと思っています。</p>

	<p>昨日、たまたまこの地主の〇〇〇さんにお会いして、いろいろお話を聞いています。サルや鹿、イノシシが大変多くて苦労しているそうです。以前は白菜などを作ったりして、沢山出来たら近所におすそ分けをしていたそうですが、最近は獣の害が増えて大変だとおっしゃっていました。電気柵等の案内をさせていただきました。本人が今後もある程度農業をする気持ちがありますので、問題の無い農地として返却していただければと思っています。地主さんにきちんとこのことまで説明をしているか分かりませんが、このことも含めて今後、検討していただきたいと思います。要望ということでお願いいたします。</p>
議長	<p>橋を補修します。資材が置いてあります。というように皆さんが出掛けた時に気付いたら事務局に話をさせていただいて、申請が出ているか確認をしていただきたいと思います。事務局も話があれば確認をしますが、毎日見ているわけではないので、各地域に農業委員さん、推進委員さんがいらっしゃいますので報告をお願いいたします。その方向で進めていきましょう。よろしくお願いいたします。</p> <p>他にございますか。</p>
3番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
3番委員	地域計画について今後の進め方や予定で決まっていることがありましたら教えてください。
事務局	<p>事務局から地域計画について説明をさせていただきます。</p> <p>農業委員会としての役割ですが、地域計画については、10年後担い手の方たちがどこの農地を利用していくか地図の素案を作るという作業があります。その前に小鹿野町の方で地域の選定をして、農業者の方や担い手の方を集めて話し合いの場を設けてからでないと出来ないとあります。今のところ済んでいるのがエリアです。地域計画をどこで策定するかというところのエリアを確定した段階です。地権者との話し合いや意向の調査はこれからになります。その辺が進みましたら皆さんにもお願いがあると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>分かっている情報はこのくらいです。よろしくお願いいたします。</p>

3番委員	ありがとうございました。
議長	他にございますか。 (無し)
議長	皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	慎重、御審議いただきましてありがとうございました。次回の農業委員会総会は5月27日の月曜日 午後1時30分からこの議場となっていきます。よろしくお願ひいたします。 以上を持ちまして令和6年第3回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。